

走行集材機械を起因物（小）とする死傷災害発生事例（2017年）

年	月	発生時	死傷災害発生事例	年齢	業種 (小)	事故の 型	労働者 の規 模
2017	5	2 ～ 3	支障木をルートに従って伐採をし、約2.8mに掘削して道を造り、杉丸太で法面工をし、最終目的地まで施行していく際、最後の仕上として地均しをする。その際に1名が運搬車に土砂を積込み、現場へ持って行きダンプして下ろし、1名がその土砂を地均ししていくとき、なぜキャタピラの上に足を置いたか不明だが、キャビン運転席の下に巻き込まれた。	58	30106	7	1 ～ 9
2017	7	8 ～ 9	山中において立木の伐採及び搬出作業中、Aの立木の伐採後、Bの立木の伐採準備に向かい、その間、重機がAの立木及びその周辺の材木の整理中、Bの立木が重機の旋回範囲内であったため、重機が整理中、突如丸太が重機に倒れてきたため、払おうと旋回したところ、重機の先端と立木の間に挟まれ負傷した。	47	60201	7	1 ～ 9

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_06.html